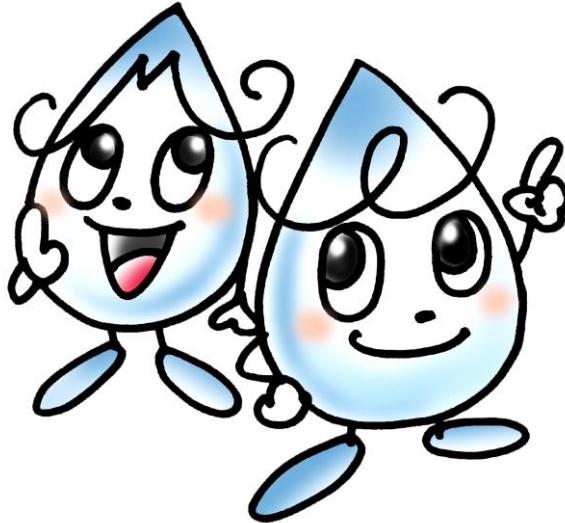


守口市水道局

令和 5 年度水質検査計画



守口市水道局マスコットキャラクター しづくちゃん と みちるくん

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 検査結果の評価について
10. 水質検査の精度管理と信頼性の保証について
11. 関係者との連携について

1. 基本方針

守口市水道局は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、本計画において、実施要件を定め実施します。

なお、水質管理目標設定項目及びその中に含まれる農薬類についても、必要に応じて検査を実施します。

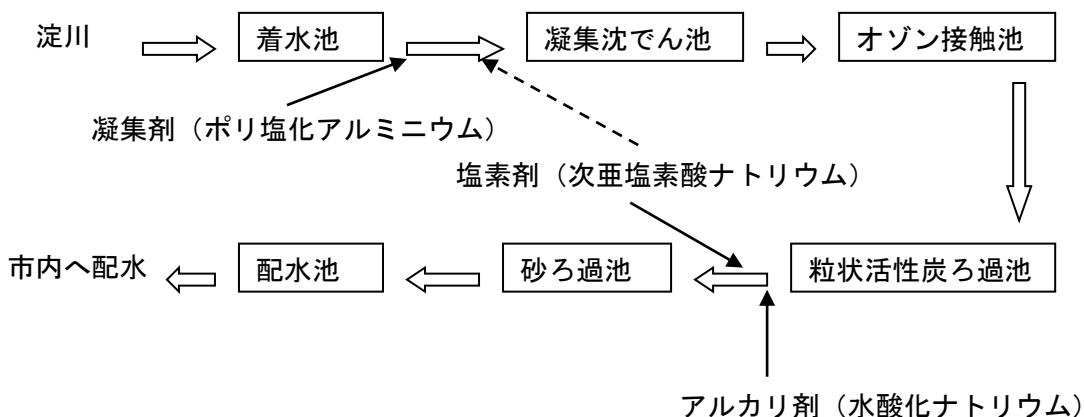
水質検査計画には、水道法施行規則第15条第6項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査頻度を記載します。

法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、お客さまに公表します。

2. 水道事業の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業体の名称 | 守口市水道局 |
| (2) 給水区域 | 守口市内 |
| (3) 計画給水人口 | 150,000人 |
| (4) 計画一日最大給水量 | 65,200 m ³
(自己水源 59,300 m ³ 大阪広域水道企業団浄水 5,900 m ³) |
| (5) 水源の名称 | 淀川 |
| (6) 水源種別 | 表流水 |
| (7) 净水場の名称 | 守口市浄水場 |
| (8) 净水処理方法 | 高速凝集沈でんー中オゾン粒状活性炭ー急速砂ろ過 |



3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の状況

本市の水源は淀川であり、鳥飼大橋左岸直下流で取水しています。

琵琶湖・淀川流域はその大部分が都市化の進んだ地域で、以前は生活排水、工場排水等で水道原水としては汚染の進んだ河川でしたが、近年は、下水道整備の進捗などにより、各検査項目の数値は、減少から横ばいで水質汚染の改善傾向がみられます。

しかし、突発的な油類の流出事故など水質汚染を受けやすい状況にあります。引き続き、淀川を水源とする他の水道事業体と共同し、水源水質の監視、水源の保全活動に努めます。

原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
降雨等による濁水	濁度、色度、有機物、アンモニア態窒素等
富栄養化による藻類の発生	ジエオスミン、2-メチルイソボルネオール
油類等の流出による突発汚染事故	低沸点有機化合物、フェノール類
田畠、ゴルフ場等の農薬散布	農薬類
畜産排水、下水処理場放流水	クリプトスボリジウム等病原性微生物

(2) 浄水の状況

守口市浄水場では平成9年10月からオゾン及び粒状活性炭による高度浄水処理水の通水を開始し、「安全で安心して飲める水道水」の供給に努めています。

これまでの水質試験の結果、浄水場出口、市内給水栓とも、水質基準を十分満足する値となっています。

4. 採水場所

(1) 給水栓水（蛇口）

守口市浄水場系2か所及び東郷配水場系1か所、合計3か所を設けています。

守口市浄水場系は、にじいろ認定こども園（藤田町1丁目）、西部コミュニティセンター（文園町）、東郷配水場系は、錦コミュニティセンター（菊水通4丁目）の給水栓で採水します。

(2) 浄水場出口

浄水場内の配水池出口で採水します。

(3) 原水

鳥飼大橋左岸直下流の淀川表流水です。浄水場内の着水池で採水します。

(4) 浄水場内

浄水処理管理のため、処理系統ごとに沈殿水、オゾン処理水、活性炭ろ過水、砂ろ過水を採水します。

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度は別表 1 に示します。なお、検査頻度は、低沸点有機化合物、消毒副生成物については 2 か月に 1 回、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類については 3 か月に 1 回、その他の項目については 1 か月に 1 回を基本とし、法令で定められている検査頻度以上を設定しています。

水質基準を補完する目的で設定されている水質管理目標設定項目についても、別表 2 に示すとおり検査を行います。このうち、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の各物質については、別表 3 に示すとおり検査を行います。

また、基準値、目標値、指針値等が設定されていない項目についても、必要に応じて検査を行います。

水源で発生する生物による諸障害を監視し、その処理対策を行うために必要な生物試験については、毎週 1 回行います。また、「水道におけるクリプトスパリジウム等対策指針」によるクリプトスパリジウム、ジアルジア、嫌気性芽胞菌の検査は、原水及び浄水場出口について 2 か月に 1 回行います。

このほか、浄水処理工程管理のため、原水、浄水場内各処理水、浄水場出口について、基礎的項目（濁度、色度、pH 値、アルカリ度、全有機炭素、アンモニア態窒素、塩素要求量、残留塩素、電気伝導率）は毎日 1 回、一般細菌、大腸菌、過マンガン酸カリウム消費量は 1 週間に 2 回、BOD は 1 週間に 3 回、下表のとおり検査を行います。

	原水	沈殿水	砂ろ過水	浄水
濁度	○	○	○	○
色度	○	○	○	○
pH 値	○	○	○	○
アルカリ度	○	○	○	○
全有機炭素	○	○	○	○
アンモニア態窒素	○			
塩素要求量	○			
残留塩素			○	○
電気伝導率	○			○
一般細菌	○			○
大腸菌	○			○
過マンガン酸カリウム消費量	○	○	○	○
BOD	○			

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の規定に基づく告示（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に示された方法により行います（別表 4 参照）。水質管理目標設定項目およびその他の項目については、別表 5 に示す方法で検査を行います。

なお、水質管理目標設定項目のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)、農薬類の一部については、大阪広域水道企業団市町村水道水質共同検査に測定依頼を行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に、必要な項目の検査を行います。

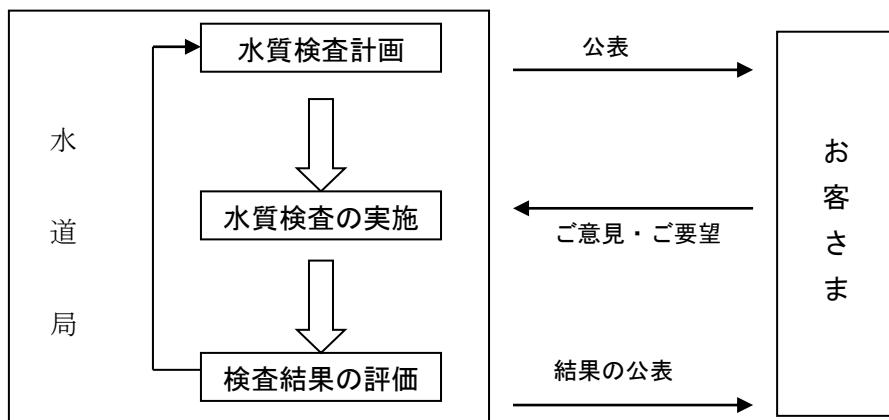
- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 净水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、お客さまに公表し、内容についてご意見を参考にさせて頂きながら、毎年より良い計画書を作成することに努めます。

公表の方法は、インターネットのホームページで行います。

また、検査結果については、水質試験年報及び守口市ホームページで公表します。水質試験年報は、守口市ホームページで閲覧できます。



9. 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要に応じて検査計画を見直します。

10. 水質検査の精度管理と信頼性の保証について

原則として水質基準値及び目標値の10分の1の定量下限値を確保いたします。農薬類については目標値の100分の1の定量下限値を確保するよう努めます。

また、水質基準値の10分の1付近の測定における変動係数(CV値)が微量有機物関連項目では20%以下、それ以外の項目については10%以下となるよう検査を行うとともに、分析機器の取扱マニュアルの作成など、精度のよい測定ができる体制を整備します。

さらに、分析技術向上のため各種分析セミナー等に参加するとともに、国、大阪府等が実施する外部精度管理に積極的に参加し、信頼性確保に努めます。

11. 関係者との連携について

水源における水質汚染事故の場合、淀川水質汚濁防止連絡協議会^{*1}、淀川水質協議会^{*2}の緊急連絡網等により、関係自治体と共同で迅速な情報収集、現地調査等を行い、安全な水の供給に努めます。

さらに、前記両協議会および大阪広域水道企業団運営協議会^{*3}、アクアネット大阪^{*4}等を通じて水道に関する情報交換、技術の向上に努めます。

*1 淀川水質汚濁防止連絡協議会

国土交通省近畿地方整備局をはじめ琵琶湖淀川水系の機関・団体で構成。水系全体の調査研究・水質管理・水質保全活動等を行っています。

*2 淀川水質協議会

淀川から取水している大阪府内および兵庫県内の9水道事業体で構成。琵琶湖、木津川、宇治川、桂川、淀川本川および流入支川等の調査を定期的に共同で実施しています。また、水源の水質保全対策について関係機関への要望活動等も行っています。

(構成団体：大阪市水道局、守口市水道局、枚方市上下水道局、吹田市水道部、尼崎市公営企業局、伊丹市上下水道局、西宮市上下水道局、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団)

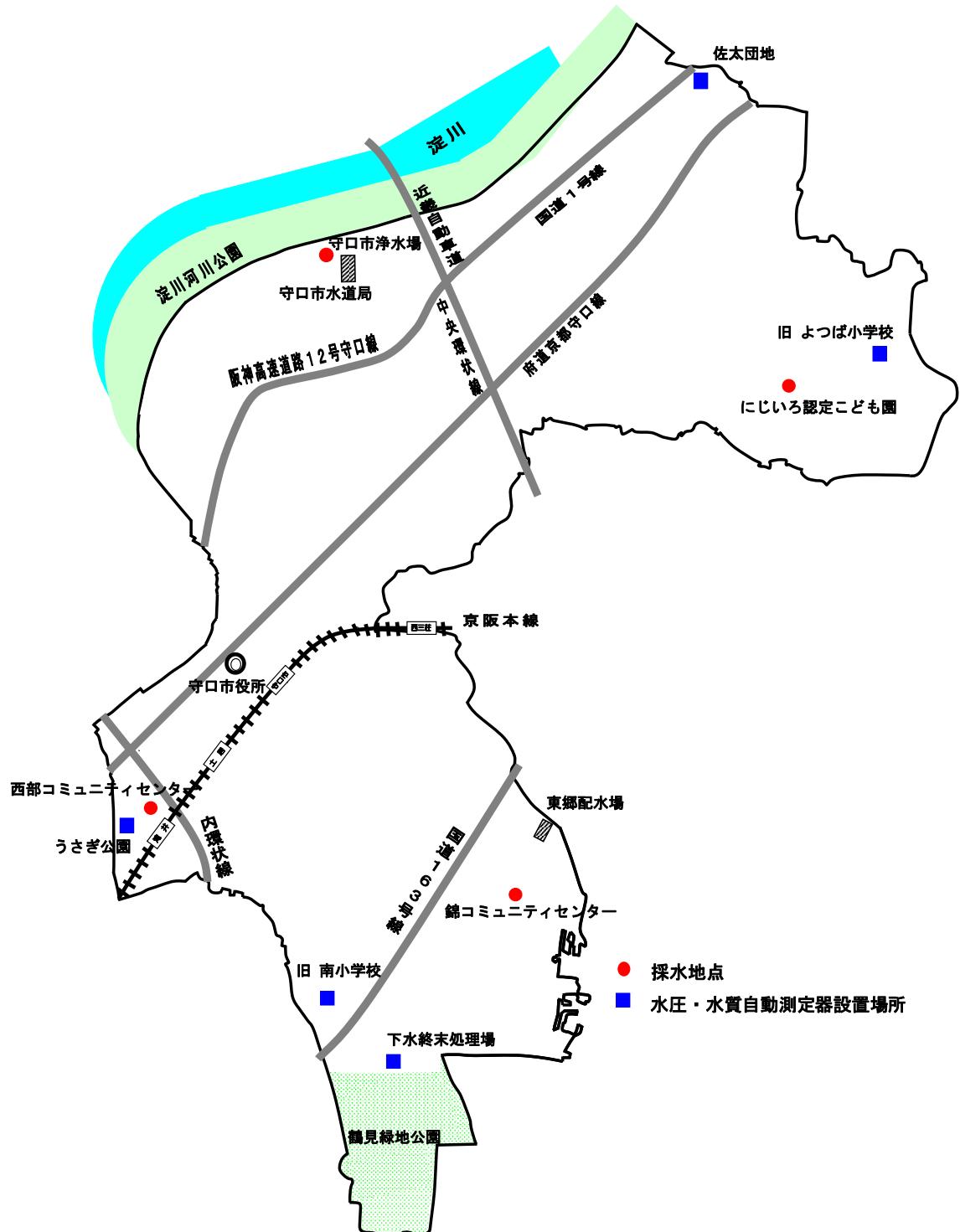
*3 大阪広域水道企業団運営協議会

大阪広域水道企業団と同企業団を構成する自治体からなる協議会。相互の連絡調整を図るとともに、水道水質の適正な管理および向上のために必要な事業を実施しています。

*4 アクアネット大阪

大阪広域水道企業団と市町村水道の情報を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定供給をめざした水のネットワークシステム。

採水地点図



別表 1

水質基準項目		基準値	市内給水栓の最大値 *1	法で定める検査頻度	実施検査頻度
基 1	一般細菌	100集落数/mL以下	0集落/mL	1回/1か月	1回/1か月
基 2	大腸菌	検出しないこと	不検出	1回/1か月	1回/1か月
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.000005mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.39mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.13mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.12mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.007mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.004mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.03mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.010mg/L	1回/3か月	1回/2か月
基30	プロモホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満	1回/3か月	1回/2か月
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	17.9mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/1か月
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	19.3mg/L	1回/1か月	1回/1か月
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	50mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	106mg/L	1回/3か月	1回/1か月
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	1回/3か月	1回/3か月
基42	ジェオスマシン *2	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	原因藻類発生期1回/月	原因藻類発生期随時
基43	2-メチルイソボルネオール *3	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	原因藻類発生期1回/月	原因藻類発生期随時
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005mg/L未満	1回/3か月	1回/3か月
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満	1回/3か月	1回/3か月
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.8mg/L	1回/1か月	1回/1か月
基47	pH値	5.8～8.6	7.2～7.6 *4	1回/1か月	1回/1か月
基48	味	異常でないこと	異常なし	1回/1か月	1回/1か月
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	1回/1か月	1回/1か月
基50	色度	5度以下	1度未満	1回/1か月	1回/1か月
基51	濁度	2度以下	0.1度	1回/1か月	1回/1か月
	色	異常でないこと	異常なし	毎日	毎日
	濁り	異常でないこと	異常なし	毎日	毎日
	残留塩素		1.0mg/L	毎日	毎日

*1 市内給水栓の最大値：過去3年間(令和元年度～令和3年度)の市内給水栓の最大値

*2 正式名称 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

*4 pHは過去3年間の最小値～最大値

別表2

水質管理目標設定項目		目標値	実施検査頻度
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1回/1か月
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	1回/1か月
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1回/1か月
目4		削除	
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1回/2か月
目6		削除	
目7		削除	
目8	トルエン	0.4mg/L以下	1回/2か月
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1回/2か月
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	省略 *1
目11		削除	
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	省略 *1
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	1回/2か月
目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下	1回/2か月
目15	農薬類	比の総和1以下	1回/3か月
目16	残留塩素	1mg/L以下	1回/1か月
目17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1回/1か月
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1か月
目19	遊離炭酸	20mg/L以下	1回/1か月
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1回/2か月
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	1回/2か月
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1回/1か月
目23	臭気強度(TON)	3以下	必要に応じて *2
目24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1回/1か月
目25	濁度	1度以下	1回/1か月
目26	pH値	7.5程度	1回/1か月
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上程度とし 極力0に近づける	1回/1か月
目28	従属栄養細菌	2,000集落数/mL以下	1回/1か月
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1回/2か月
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1回/1か月
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	1回/1年

*1 消毒剤に二酸化塩素を使用していないので省略

*2 異臭味被害発生時等、必要に応じて実施

別表 3

農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬

	農薬名	目標値 (mg/L)	検査区分 自己 外部
1	1, 3-ジ-クロロブロベン(D-D)	※1	0.05 ○
2	2, 2-DPA(ダラボン)		0.08 共
3	2, 4-D(2, 4-PA)		0.02 ○
4	EPN	※2	0.004 ○
5	MCPA		0.005 共
6	アシラム		0.9 共
7	アセフート		0.006 共
8	アトラン		0.01 ○
9	アコニス		0.003 ○
10	アミラズ		0.006 共
11	アラカル		0.03 ○
12	イソキサチオン	※2	0.005 ○
13	イソフェンホス	※2	0.001 ○
14	イソブロカルブ(MIPC)		0.01 ○
15	イソブロチオラン(IPT)		0.3 ○
16	イブフェンカルバツン		0.002 共
17	イブロヘンホス(IPB)		0.09 ○
18	イミクリゾン		0.006 共
19	インダノフアン		0.009 ○
20	エスブロカルブ		0.03 ○
21	エトフェンプロックス		0.08 ○
22	エンドスマファン(ヘンゾエビン)	※3	0.01 ○
23	オキサジクロボン		0.02 共
24	オキシン銅(有機銅)		0.03 共
25	オリサストロビン	※4	0.1 ○
26	カズサホス		0.0006 ○
27	カフェニストロール		0.008 ○
28	カルタブ	※5	0.08 共
29	カルバリル(NAC)		0.02 共
30	カルボフラン		0.0003 共
31	キノクラミ(ACN)		0.005 ○
32	キャブタン		0.3 ○
33	クミロン		0.03 ○
34	クーリホサト	※6	2 共
35	クルホシネット		0.02 共
36	クロメブロップ		0.02 共
37	クロニトロフェン(CNP)	※7	0.0001 ○
38	クロルビリホス	※2	0.003 ○
39	クロロタコル(TPN)		0.05 ○
40	ジアナジン		0.001 ○
41	シアホス(CYAP)		0.003 ○
42	ジウロン(DCMU)		0.02 共
43	ジクロベニル(DBN)		0.03 ○
44	ジクロロホス(DDVP)		0.008 ○
45	ジクリット		0.01 共
46	ジスルホトン(エチオトソ)		0.004 ○
47	ジチカルバメート系農薬	※8	0.005 共
48	ジオキシル		0.009 ○
49	シハホップブル		0.006 ○
50	シマジン(CAT)		0.003 ○
51	ジメトリリン		0.02 ○
52	ジメトエート		0.05 ○
53	ジメトリソ		0.03 ○
54	タイアジノン	※2	0.003 ○
55	タイモン		0.8 共
56	タゾメト、タム(カーバム)及びメタイソチオカネト	※9	0.01 共
57	チアジニル		0.1 共
58	ナラム		0.02 共

検査区分の外部検査の欄 共：市町村水道水質共同検査

*1 1, 3-ジ-クロロブロベン(D-D)の濃度は、異性体であるシーエー-1, 3-ジ-クロロブロベン及びトライ-1, 3-ジ-クロロブロベンの濃度を合計して算出すること。

*2 有機リン系農薬のうち、EPN、イキサチオン、イソフェンホス、クロルビリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミス、ブロホス、マチチオン(マツチオン)及びメタチオラン(DMTP)の濃度については、それぞれの純体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、その純体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

*3 クロスルホブ(ヘンゾエビン)の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるジメトエート(ヘンゾエビンスルエート)も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とジメトエート(ヘンゾエビンスルエート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

*4 オキサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オキサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

*5 カタブの濃度は、行はドシンとして測定し、カタブに換算して算出すること。

*6 グリオートの濃度は、代謝物であるジメチルホスホン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とジメチルホスホン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

*7 カルニトロフェン(CNP)の濃度は、73/73の濃度も測定し、原体の濃度と73/73の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

*8 ジチカルバメート系農薬の濃度は、ジオキシル、ジラム、チラム、ブロビオキシム、カリオメート、マゼブ(マゼブ)及びマゼブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

*9 ダゾメト、タム(カーバム)及びメタイソチオカネトの濃度は、メタイソチオカネトとして測定すること。

*10 フェニオシン(MP)の濃度は、酸化物であるMPP(メチルオキソ)、MPP(メチル)、MPP(メチル)及びMPP(メチル)の濃度も測定し、フェニオシン(MP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

*11 ベンズの濃度は、カル-2-ベンズイミダゾルカルバメート(MBC)として測定し、ベニルに換算して算出すること。

	農薬名	目標値 (mg/L)	検査区分 自己 外部
59	オゾンカルブ	0.08	共
60	オフアネットメチル	0.3	共
61	オヘンカルブ	0.02	○
62	テフリルトリオゾン	0.002	共
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	○
64	トリクロビール	0.006	○
65	トリクロルホス(DEP)	0.005	○
66	トリシグリゾール	0.1	共
67	トリフルラリン	0.06	○
68	ナフロバミド	0.03	○
69	ハラコト	0.005	共
70	ヒベロス	0.0009	○
71	ヒラコニル	0.01	共
72	ヒラゾキシフェン	0.004	○
73	ヒラゾリネット(ヒラゾレート)	0.02	共
74	ヒリタレンチオラン	0.002	○
75	ヒリアカルブ	0.02	○
76	ヒロキソ	0.05	○
77	フィブロニル	0.0005	○
78	フェノロチオン(MEP)	※2	0.01 ○
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	○
80	フェリゾン	0.05	共
81	フェンチオン(MPP)	※10	0.006 ○
82	フェントエート(PAP)		0.007 ○
83	フェントラザミド		0.01 共
84	フリクト		0.1 ○
85	フタクロール		0.03 ○
86	フタミス	※2	0.02 ○
87	フブロフェン		0.02 ○
88	フルアゾナム		0.03 共
89	フレチクロール		0.05 ○
90	フロブドン		0.09 ○
91	フロオホス	※2	0.007 ○
92	フロコトリール		0.05 ○
93	フロサミド		0.05 ○
94	フロバナル		0.03 ○
95	フロモブチト		0.1 ○
96	フノミル	※11	0.02 共
97	ベンクロン		0.1 ○
98	ベンツピセキロン		0.09 共
99	ベンツフナップ		0.005 共
100	ベンタブン		0.2 ○
101	ベラジオタリン		0.3 ○
102	ベンフルラリン		0.02 共
103	ベンフルラリン(ヘスロジン)		0.01 ○
104	ベンフレセート		0.07 ○
105	ホスチゼート		0.005 ○
106	マチオシン(マツチ)		0.7 ○
107	メブロップ(MCPP)		0.05 ○
108	メミル		0.03 共
109	メトラシル		0.2 ○
110	メチダチオジン(DMTP)	※2	0.004 ○
111	メトミストビシン		0.04 ○
112	メトリブシシン		0.03 ○
113	メフェナセクト		0.02 ○
114	メロニル		0.1 ○
115	メリネット		0.005 ○

別表4

項目	単位	試験方法
気温	°C	アルコール温度計
水温	°C	水銀温度計
基1 一般細菌	集落数/mL	標準寒天培地法
基2 大腸菌	MPN/100mL	特定酵素基質培地法
基3 カドミウム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基4 水銀及びその化合物	mg/L	還元気化原子吸光光度法
基5 セレン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基6 鉛及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基7 ヒ素及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基8 六価クロム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基9 亜硝酸態窒素	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	イオンクロマトグラフボストカラム吸光光度法
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基12 フッ素及びその化合物	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基13 ホウ素及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基14 四塩化炭素	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基15 1,4-ジオキサン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基17 ジクロロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基18 テトラクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基19 トリクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基20 ベンゼン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基21 塩素酸	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基22 クロロ酢酸	mg/L	溶媒抽出-誘導体化GC-MS法
基23 クロロホルム	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基24 ジクロロ酢酸	mg/L	溶媒抽出-誘導体化GC-MS法
基25 ジブロモクロロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基26 臭素酸	mg/L	イオンクロマトグラフボストカラム吸光光度法
基27 総トリハロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基28 トリクロロ酢酸	mg/L	溶媒抽出-誘導体化GC-MS法
基29 プロモジクロロメタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基30 ブロモホルム	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
基31 ホルムアルデヒド	mg/L	HPLC法
基32 亜鉛及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基34 鉄及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基35 銅及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基37 マンガン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
基38 塩化物イオン	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	イオンクロマトグラフ法
基40 蒸発残留物	mg/L	重量法
基41 陰イオン界面活性剤	mg/L	固相抽出HPLC法
基42 ジエオスミン *1	mg/L	*ジットラップ GC-MS法
基43 2-メチルイソボルネオール *2	mg/L	*ジットラップ GC-MS法
基44 非イオン界面活性剤	mg/L	固相抽出HPLC法
基45 フェノール類	mg/L	固相抽出-誘導体化GC-MS法
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	燃焼酸化式全有機炭素計測定法
基47 pH値		ガラス電極法
基48 味		官能法
基49 臭気		官能法
基50 色度	度	透過光測定法、比色法
基51 濁度	度	積分球式光電光度法、比濁法

*1 正式名称 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

別表5

	項目	単位	試験方法
目 1	アンチモン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目 2	ウラン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目 3	ニッケル及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目 5	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目 8	トルエン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	溶媒抽出GC-MS法
目13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	溶媒抽出GC-MS法
目14	抱水クロラール	mg/L	溶媒抽出GC-MS法
目15	農薬類	mg/L	固相抽出GC-MS法、固相抽出-誘導体化GC-MS法 固相抽出LC-MS法、固相抽出HPLC法 ヘッドスペースGC-MS法
目16	残留塩素	mg/L	ジエチルp-フェニレンジアシ法
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	イオンクロマトグラ法
目18	マンガン及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目19	遊離炭酸	mg/L	滴定法
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	滴定法
目23	臭気強度(TON)		官能法
目24	蒸発残留物	mg/L	重量法
目25	濁度	度	積分球式光電光度法、比濁法
目26	pH値		ガラス電極法
目27	腐食性(ランゲリア指数)		計算法
目28	従属栄養細菌	集落数/mL	R2A寒天培地法
目29	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	ヘッドスペースGC-MS法
目30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	ICP-MS法
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	固相抽出LC-MS法

	項目	単位	試験方法
その他	総窒素	mg/L	紫外線吸光光度法
	総アルカリ度	mg/L	MR法
	アンモニア態窒素	mg/L	α -ナフトール法
	溶存酸素	mg/L	DOメーター
	塩素要求量	mg/L	塩素要求量計
	電気伝導率	μ S/cm	偏位法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	希釀法(20℃)
	大腸菌群	MPN/100mL	特定酵素基質培地法
	生物	個 or 群体/mL or L	ろ過法、直接検鏡法
	クリプトスポリジウム、ジアルジア	個/L	蛍光抗体法
	嫌気性芽胞菌	集落数/L	ハンドフォード改良寒天培地法